

発委第 1 号

二海サーモンプロジェクト及び土地収用法の適用に
関する調査特別委員会設置に関する決議

上記決議を別紙のとおり会議規則第13条第2項の規定により提出いたします。

令和5年10月18日

提 出 者

八雲町議会運営委員会委員長 三 澤 公 雄

八雲町議会議長 千 葉 隆 様

二海サーモンプロジェクト及び土地収用法の適用に
関する調査特別委員会設置に関する決議

次のとおり二海サーモンプロジェクト及び土地収用法の適用に関する調査特別委員会を設置するものとする。

記

1 名 称 二海サーモンプロジェクト及び土地収用法の適用に関する調査特別委員会

2 設置の根拠 地方自治法第 109 条第 1 項及び八雲町議会委員会条例第 4 条

3 目 的 町では、八雲町の未来を支える地域産業の維持・活性化の取り組みの一つとして、「北海道二海サーモンプロジェクト」を令和元年 12 月から開始した。

サーモン海面養殖試験については、令和元年 12 月から令和 6 年水揚げまで町の補助を行い、その後はサーモン養殖部会が主体となって自立して実施していく計画である。

サーモン種苗生産については、令和 4 年度から町で実施しているが、施設増設をしながら、令和 6 年度中に町と企業が出資して設立する種苗生産法人に移行し、種苗生産を実施する計画である。

また、種苗生産施設のバックアップ施設として、上八雲地区の民間種苗生産施設を取得する予定であるが、この取得にあたっては、土地収用法の事業認定を活用して手続きを進めるとしている。

この土地収用法の手続きにあたり、これにより上八雲の種苗生産施設を取得した場合、相当期間は町で保有することが必要となること、また、熊石サーモン種苗生産施設の増設に地方債を活用するため、償還が終了するまでは町が保有することが必要となることなど、当初の計画段階では想定していないことが発生している。

このようなことから、二海サーモンプロジェクトのこれまでの取り組みを総括しながら、今後の計画について調査することと、土地収用法の活用についても、法の趣旨から適用について疑義があることから、土地収用法について調査を行いながら議論を深め、地域産業の維持・活性化と、町行政の適正な事務執行を推進することを目的とする。

4 期 間 調査が終了するまでとする。

5 委員の定数 13名

令和5年10月18日

北海道八雲町議会